

鳥取県公安委員会告示第三十三号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 康

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年九月七日 午前十時から

米子市梳町 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 米子市旗ヶ崎新田 平谷アパート 中 村 彌 一 郎

2 米子市角盤町三丁目一七四 畑 好 明

9 米子市東福原八九一 細 田 幸 夫

10 米子市夜見町一九八一の一 西 村 年 秋

11 米子市錦町一丁目一〇 河 野 邦 治

12 米子市立町二丁目一六 白 根 和 男

13 米子市灘町二丁目二 林 当 章

14 米子市石井二九六 香 田 守 穂

15 西伯郡名和町大字東坪二四六四の一 山 下 栄 寛

16 西伯郡淀江町大字中間三九一 中 田 榮 寿

17 西伯郡淀江町大字西尾二五三 田 中 馨 志 夫

18 米子市東福原四八六 遠 藤 昭 男

19 西伯郡大山町大字豊房四〇九 松 尾 紀 昭

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜日)のときは、その翌日)

目次

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。

- 第一条各号を次のように改める。
 - 一 総務部財政課に勤務し、税務事務にたずさわる事務吏員
 - 二 県税事務所勤務し、税務事務にたずさわる事務吏員
- 第五条の次に次の一条を加える。
- (税額等変更通知書)
- 第五条の二 所長は、納税通知書を発した後において、その記載した事項

のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第五号様式の二による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。

第二十条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、所長において過納又は誤納の事実を発見したときは、納税者又は特別徴収義務者の請求をまたずに還付することができる。

第二十一条を次のように改める。

(現金収納の手續)

第二十一条 徴税吏員である出納員(以下「出納員」という。)及び徴税吏員である分任出納員(以下「分任出納員」という。)は、現金を収納したときは、第十九号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所へ納付書、納入書、納税通知書又は納入通知書(以下本条中「納税通知書等」という。)を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付にかえて出納員が第十九号様式の二による領収印を納税通知書等に押なつて収納することができる。

2 出納員は、分任出納員に現金を収納せよとするときは、第十九号様式の三による現金領収証書用紙及び収納現金引継簿に繰り番号及び引渡枚数を記載し、現金領収証書用紙を当該分任出納員に交付しなければならない。

第二十二条第一項中「徴税吏員が現金を領収」を「分任出納員が現金を収納」に、「出納員」を「所属出納員」に改め、同条同項に次のただし書を加える。

ただし、分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区

域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

第二十二條第二項中「前項」を「第一項」に「現金払込決議簿」を「現金出納簿」に「現金庫」を「指定金融機関」に改め同条同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第十九号様式の四による払込書により近くの指定金融機関等、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第十九号様式の四による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十七條第一項を次のように改める。

所長は、滞納者が、その管轄区域外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産がその管轄区域外にある場合は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を管轄する所長に徴収の引継をすることができる。

第二十七條第三項を次のように改める。

3 第一項の引継を受けた所長は、すみやかに当該引継に係る徴収金について、第五條の規定により徴収決定の手続きをし、その旨を引継した所長に第二十五号様式の二による徴収引受書により通知するとともに、滞納者に通知しなければならない。

第二十七條第四項中「第一項の引継をした所長は、」の下に「前項の徴

収引受書による通知に基づき」を加える。

第三十三條第一項中「現金庫」を「指定金融機関等」に改め、同条第二項中「令第八條の規定」を「令第八條若しくは令附則第六項又は第十三項（第十五項各号に掲げる市町村に限る。）若しくは第二十七項（第二十九項各号に掲げる市町村に限る。）の規定」に改める。

第四十條中「第三項」を「第四項」に改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第四十四條の見出しを「（条例第九十四條の二第二項の規定による場所の指定）」に改め、同条中「第三項」を「第四項」に改める。

第四十五條の見出しを「（あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の場所の指定）」に改める。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

第五号様式の次に次の様式を加える。
第五号の二様式

税 税 額 等 変 更 通 知 書						
住 所						
氏 名						
納税通知書番	第 号	年度	納期限	期	年 月 日	
				期	年 月 日	
区 分	課税容体	課税標準	税率	税 額	備 考	
変更した等						
既に通知済の額						
差増 引減						
変更の理由						

年 月 日付けの納税通知書で通知した税額等を
上記のとおり変更したので通知します。

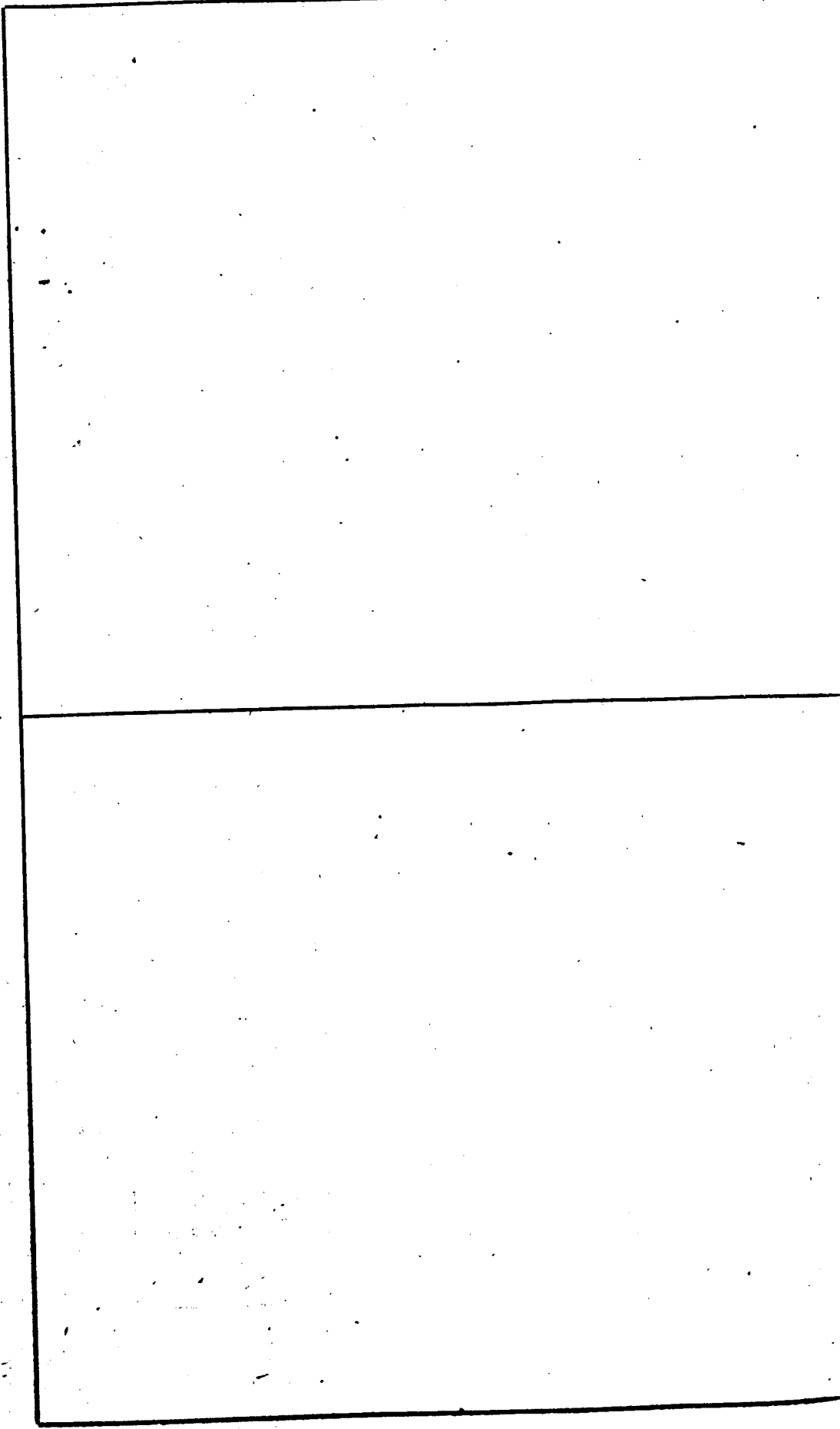
年 月 日
殿
鳥取県税事務所長 氏 名 印

お知らせ
この通知について不服がある場合は、この通知を受けとった日の翌日から起算して三十日以内に行政不服審査法第4條の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

収証書用紙			徴収現金				引継 年月日	印 (分任 出納員)	備考
受高 枚数	使用 枚数	返付 枚数	引継 現金	内訳		指定金融 機関に 払込済			
					引継 通貨		小切手等		

分任出納員
氏名

第十九号様式の三及び第二十号様式を次のように改める。



現金領収証用紙及び収納現金引継簿

分任出納員 氏 名	
--------------	--

出納員	係長	主査	領収証書用紙			徴収現金				引継 年月日	印 (分任 出納員)	備考	
			出張前引受高		使用 枚数	返付 枚数	引継 現金	内 訳					指定金融 機 関 に 払 込 済
			綴番号	枚数				引通	継貨 小切手等				

第十九号様式の三及び第二十号様式を次のように改める。
第十九号様式の三

(第三種郵便物認可)

払 込 書

第 号	年度歳入				
一 般 会 計					
	千	百	十	千	百 十
	万	万	万	円	
ただし県税並びに県税外収入					
上記金額を払込みます。					
年 月 日					
鳥取県 県税事務所					
鳥取県出納員					
(鳥取県分任出納員)					
鳥取県事務吏員 氏 名					

領 収 済 通 知 書

第 号	年度歳入				
一 般 会 計					
	千	百	十	千	百 十
	万	万	万	円	
ただし県税並びに県税外収入					
上記金額を領収したので通知します。					
年 月 日					
銀行 店 ㊤					
鳥取県 県税事務所					
鳥取県出納員					
鳥取県事務吏員 氏 名 殿					

銀行印

領 収 証 書

第 号	年度歳入				
一 般 会 計					
	千	百	十	千	百 十
	万	万	万	円	
ただし県税並びに県税外収入					
上記金額を領収しました。					
年 月 日					
銀 行 店 ㊤					
鳥取県分任出納員					
鳥取県出納員					
氏 名 殿					

第十九号様式の三の次に次の様式を加える。
第十九号様式の四

所長	出納員	係長	主査	引受 年月日	指定金融 機関へ払 込年月日	引 続 現 金			払込書 番 号	指定金 融 機 関 の 受 領 印	指 定 金 融 機 関 へ の 込 払 額			残 額	摘 要
						通 貨	証 券 枚数	計 額 面			通 貨	証 券 枚数	計 額 面		

(現金出納簿)

第二十号様式を次のように改める。
第二十号様式

(表 面)

(表 面)

年月日	記 事	摘 要

滞 納 整 理 票					所 長	課 長	主 査			
記 事										
住(居)所	市 町 郡 村	番地			納税貯蓄組合					
氏 名					整理区分					
第 号				督促状番号	第 号		同上施行年月日			
年度	税目	期分(月)	納期限		督促状発付期日					
税 額	過少申告加算金		不申告加算金	重加算金	延滞金計	年月日	基本額	期 間	算定額	
延滞金が日歩2銭の最終日	延滞金が日歩4銭となる日									
收	年月日	収納税額	収入未済額	延滞金	加算金	加算金	滞納処分費	収納合計額	摘 要	担当 者印
納										
経										
過										

第二十二号様式を次のように改める。
第二十二号様式

第 号 徴 収 引 継 書

年 月 日

県 税 事 務 所 長 殿

県 税 事 務 所 長 〆 印

下記のとおり徴収の引継ぎをします。

年度	期(月)別	税 目	税 額	添 付 書 類		課 税 地 (元住所)	現 住 所	滞 納 者 氏 名	摘 要
				名 称	枚 数				

(注) 添付書類は、滞納整理票及び差押調書その他必要な書類

第二十五号様式一の次に改める。

第 号 徴 収 引 受 書

年 月 日

県 税 事 務 所 長 殿

県 税 事 務 所 長 印

下記のとおり徴収の引受けをしました。

年度	期(月)別	税 目	税 額	添 付 書 類		課 税 地 (元住所)	現 住 所	滞 納 者 氏 名	摘 要
				名 称	枚 数				

第二十五号様式の次に次の様式を加える。

料 理 飲 食 等 消 費 税 台 帳

整番	昭和	年度	No.
理号	昭和	年度	No.
	昭和	年度	No.

経営場所の種類		住所		市 町 村		市 郡		町 村		料 金 の 種 別 及 び 金 額		区 分		一泊2食付		半泊(夕食付)		半泊(朝食付)		素 泊		清 酒			ビール	
特別徴収	住所	市	町	村	市	郡	町	村	料 金 の 種 別	改訂月日	一 般	団 体	一 般	団 体	一 般	団 体	一 般	団 体	一 般	団 体	特 級	一 級	二 級	円		
義 務 者	氏名又は名称 (代表者)																									
経 営 場 所	名 称																									
	所在地																									
登 年 月 日	業 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
証 票 交 付 日	第 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
証 票 交 付 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
開 年 月 日	業 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
登 年 月 日	業 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
従業者の種類及び人員	種類別	事務員	女	中	女	給	調 理 人	雑 役	計	建 構 物 の 造 階 建	延 面 積	敷 地 の 面 積	収 容 人 員	ホ ー ム セ ャ ッ ト 数	カ タ ウ ン	傾 斜 施 設	階 層 別 変 更 月 日	1. 階	2. 階	3. 階	階	階	階	計	広 間	
家族状況(家族事業従事者内書)	区 分	大 人	小 人	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
その他参考事項備考	許可名称人等	食品衛生法	旅館業法	風俗営業等取締法	住所	市 町 村	市 郡 町 村	氏名又は名前	特別徴収義務者との関係	区分	土 地	建 物	備 品 等	住所	市 郡 町 村	市 郡 町 村	氏名又は名称	特別徴収義務者との関係	住所	市 郡 町 村	市 郡 町 村	氏名又は名称	特別徴収義務者との関係	住所	市 郡 町 村	

第二十七号様式その六を次のように改める。

昭和		年度分	屋 号														整理 番号		備 考			
区 行 為 月	申告年月日 更正又は 決定年月日	総 料 金						免 税 及 び 基 礎 控 除 等						税 額			加 算 金					
		宿 泊 料 金		遊 興 飲 食 又 は そ の 他 の 利 用 料 金				非 課 税 又は課税特 例のもの		免 税 点 以 下 の も の		基 礎 控 除 額		10% 分	15% 分	計	過 申 加 金	少 告 算		不 告 算	申 加 金	重 加 算 金
				人 員	料 金	人 員	料 金															
3月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
4月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
5月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
6月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
7月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
8月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
9月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
10月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
11月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
12月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
1月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
2月分	申告 更正又は 決定																					
	計																					
計	申告 更正又は 決定																					
	計																					

第二十七号様式その六(裏)

鳥取県知事

殿

年 月 日提出

年度個人県民税課税状況報告書

市町村長

印

1 課税総額に関する欄

区 分	市 町 村 民 税 課 税 額			県 民 税 課 税 額			市町村民税及び県民税の課税総額		課税総額に対する県民税課税額の割合				
	均等割 (1)	所得割 (2)	計 (3)	均等割 (4)	所得割 (5)	計 (6)	民税の課税総額 (3)+(6) (7)	民税課税額の割合 (6)÷(7) (8)	均等割のみ のもの (9)	所得割のみ のもの (10)	均等割及び 所得割を納 めるもの (11)	合 計 (9)+(10)+(11) (12)	
普通徴収分													
特別徴収分													
合 計													

2 所得割額に関する欄

区 分	課税標準額の段階	所得割の納税義務者数 (10)+(11) (ア)	事業専従者控除 (イ)	純損失等の前年 前3年間の繰越 控除 (ウ)	総所得金額等 (エ)	所得控除 (オ)	課税標準額 (エ)-(オ) (カ)	算出税額 (キ)	税額控除 (ク)	所得割の税額 (キ)-(ク) (ケ)
普通徴収分	150万円以下のもの									
	150万円をこえるもの									
	計									
特別徴収分	150万円以下のもの									
	150万円をこえるもの									
	計									
合 計	150万円以下のもの									
	150万円をこえるもの									
	計									

3 諸控除等に関する欄

(1) 区 分	納税義務者数	控 除 員	控 除 額 (A)	(2) 区 分	雑 損 控 除		医 療 費 控 除		社 会 保 険 料 控 除		生 命 保 険 料 控 除		(3) 区 分	障 害 者 等 の 控 除		配 当 控 除		
					納税義務者数	金 額	納税義務者数	金 額	納税義務者数	金 額	納税義務者数	金 額		控 除 員	金 額	控 除 員	金 額	
普通徴収分				普 通									普 通					
特別徴収分				特 別									特 別					
合 計				合 計									合 計					

(記載上の注意)

- この報告書は、現年課税分のうち現年度課税分について記載すること。
- (4)の額は、(9)+(10)の人員に100円を乗じた額に符合し(5)の額は(5)の額に符合するものであること。
- (8)の率は、小数点以下4位までとし5位以下は切捨てること。
- 納税義務者数は課税人員を記載すること。
- (7)の人員は、(10)+(11)の人員と符合するものであり、基礎控除の対象となった人員であること。
- (4)の額は、(A)の額に、(イ)の額は、(ウ)の額に、(オ)の額は(カ)の額にそれぞれ符合するものであること。

第五十号様式及び第五十一号様式を次のように改める。
第五十号様式

鳥取県知事

殿

年

月

日提出

第五十一号様式

年度 月分個人県民税賦課徴収状況報告書

市町村長

印

区 分	前月末(当初)現在県民税額 ①		本年度中における調定額等の異動状況 ②														差引本月末県民税額 ③		市町村民税			
	人員	税 額	法第321条の2該当(所得税の修正又は更正若しくは決定)		法第323条該当(減免)		不服申立関係		その他		あん分率による調整		計		人員	税 額	増税額	減税額	人員	税 額		
			増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減								
現年度分	均等割		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
現年度分	所得割		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
現年度分	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
前年度分	均等割		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
前年度分	所得割		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
前年度分	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
滞納繰越分	36年度以前課税分		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
滞納繰越分	37、38年度課税分		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
滞納繰越分	39年度課税分		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
滞納繰越分	40年度以降課税分		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								
滞納繰越分	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()								

均等割額のみの課税人員 現年度 人 過年度 人 (法第24条第2号該当人員 現年度 人 過年度 人)

区 分	縣市町村の別	県民税のあん分率	収 入 済 額 (あん分率による)			徴収率	不・納 欠 損 額			収 入 未 済 額	県 へ 払 込 ん だ 額											
			本月末までの県民税と市町村民税の収入済額等	前 月 末	本 月 中		累 計	本月末までの県民税と市町村民税の不納欠損額	前月末		本月分	累 計	前月末	本 月 中 払 込 額	納 換 額	累 計						
現年度分	県																					
現年度分	市町村																					
滞納繰越分	県																					
滞納繰越分	市町村																					
滞納繰越分	延滞金額																					
滞納繰越分	36年度以前課税分																					
滞納繰越分	37、38年度課税分																					
滞納繰越分	39年度課税分																					
滞納繰越分	40年度以降課税分																					
滞納繰越分	計																					

- 備 考
1. 「人員」欄には、課税実人員を記載すること。なお③欄については、それぞれの処理件数を括弧内に記載すること。
 2. ④欄の人員は、実人員に異動を生じた場合のみ計上すること。したがって課税額の一部増減の場合においては、その処理件数のみを括弧内に計上するものであること。
 3. 「均等割額のみの課税人員」とは、所得割額の納付を要しないものの人員であること。
 4. あん分率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切捨てること。
 5. その他の欄の滞納繰越金等は、市町村民税の合計額を、徴収金は、法第41条法第321条の範囲額を前月末、本月中、累計に区分して記載すること。
 6. 延滞金等については、本税の課税年度により区分して記載すること。
 7. この報告書は、翌月10日までに2部提出すること。

鳥取県知事 殿 年 月 日提出 市町村民 団

県民税徴収取扱費に関する報告書 (年度 前期分)

第五十三号様式を次のように改める。
第五十三号様式

区分	算定の基礎				徴収取扱費			摘要
	項目	年度別	算定率	基本数値	算出額	受領済額	差引額	
一 地方税法第四十七条第一項の規定による区分	納税通知書	現年課税分	35円	枚	円	円	円	
			50円	枚				
			30円	枚				
			小計	枚				
	特別徴収にかかる納税義務者に交付する通知書	現年課税分	35円	枚				
			50円	枚				
			30円	枚				
			小計	枚				
	合計				枚			
	二 県指定金融機関等への払込金額	本年課税分	当年度分	7/100	円	/	/	/
2/100				円				
小計				円				
前年度分		7/100	円					
		2/100	円					
		小計	円					
滞納繰越分		7/100	円					
		2/100	円					
		小計	円					
税外延滞金等		7/100	円					
	2/100	円						
合計			7/100	円				
計			2/100	円				
三 号 課 当	還付した通賦納金(前年度までに納付済)	当該年度分	/	円				
四 号 課 当	通賦納金に対する還付加算金	当該年度分	/	円				
		前年度分(自4月至5月)	/	円				
五 号 課 当	納期前納付(現年度分)に対する償還金	/	円					
合計								

備考 算出額の各欄における円位未満の端数は切捨てること。

技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年八月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号
 技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 技能労働職員の給与に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
 第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。
 第二条の二 給料の調整を行なう職は、別表第一の二給料の調整額表上欄に掲げる勤務箇所(勤務する同表下欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員の給料月額に百分の四を乗じて得た額とする)。
 第三条の二第六項に次のただし書を加える。
 ただし、第三項の規定に基づいて昇格させた職員に対する昇格後における最初の昇給については、その者の昇格直後における号給又は給料月額について定められている昇給期間から六月を減じた期間をもって昇給期間とみなすものとし、同項の規定に基づいて昇格させた職員を二等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわない。
 第五条第一項第五号を次のように改める。
 五 放射線取扱作業
 第五条第一項第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
 八 死体取扱作業

第五条第二項中「第七号」を「第八号」に、「手当の額及びその支給方法」を「手当の額」に改め、同条第三項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四項中「六十円」とし、その支給方法は、給与条例の適用を受ける者の例による。「を六十円とする。」に改める。

附則別表第二中
 14 1,350
 15 1,390
 16 1,430
 17 1,460
 18 1,480
 19 1,510
 20 1,540
 21 1,570

別表第一中
 14 50,000
 15 51,600
 16 53,200
 17 54,300
 18 55,400
 19 56,400
 20 57,400
 21 58,400

別表第一の二
 14 51,800
 15 54,000
 16 56,100
 17 58,200
 18 60,300
 19 62,300
 20 64,300
 21 66,300
 22 68,300
 23 70,300
 24 71,900
 25 73,500

給料の調整額表

勤務箇所	職	員
岩井長者寮	寮母、調理士又は炊事夫のうち炊事者及びその支給者	寮母、調理士又は炊事夫のうち炊事者及びその支給者
母来寮	寮母、調理士又は炊事夫のうち炊事者及びその支給者	寮母、調理士又は炊事夫のうち炊事者及びその支給者

第五十九号様式を次のように改める。
 第五十九号様式 削除
 第六十二号様式中「の規定する場所(旅館に類する場所)」を「に定める要件を備えるもの」に改める。
 第六十六号様式を削る。

別表第二の「等級の項中「及び守衛長」を「守衛長、副守衛長、交換室長及び印刷技手長」に改め、同表の「等級の項中「副守衛長、交換室長、印刷技手長及び」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。ただし、別表第一及び附則別表第二の改正規定は、昭和四十一年七月一日から適用する。

(昇給期間の短縮)

2 昭和四十一年四月一日(以下この項において「適用日」という。)の前日までに昇格させた職員に対する適用日以後における最初の昇給については、その者の適用日における号給又は給料月額について定められている昇給期間から三月を減じた期間をもって昇給期間とみなすものとし、当該昇格させた職員を適用日以降二等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわない。(給料の切替え)

3 昭和四十一年七月一日(以下「切替日」という。)の前日において、この規則による改正前の技能労働職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により技能労働職給料表の「等級の十七号給から二十一号給までの号給(以下「旧号給」という。))を受ける職員の切替日における号給は、その者の旧号給に対応する附則別表に定める号給とする。
(旧号給を受けていた期間の通算等)

4 前項の規定により切替日における号給を決定される職員の切替日以後

における最初の昇給については、その者が切替日の前日において旧号給を受けていた期間に附則別表に掲げる延伸月数に定める月数に相当する月数を延伸した期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(給与の内払)

5 改正前の規則の規定に基づいて、この規則の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労働職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

旧号給	号給	切替表	
		旧号給を受けていた期間	延伸月数
17	17	3月	3月
		6月	6月
		9月	9月
		12月	0月
		3月	0月
18	17	3月	0月
		6月	0月
		9月	0月
		12月	3月
		3月	6月
19	18	3月	6月
		6月	9月
		9月	0月
		12月	0月
		3月	0月
20	18	3月	0月
		6月	0月
		9月	0月
		12月	0月
		3月	3月
21	19	3月	6月
		6月	9月
		9月	0月
		12月	0月
		3月	0月

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

定

第

一

号

外

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

目次
改正 昭和四十一年八月鳥取県規則第三十三号中訂正

正誤

昭和四十一年八月鳥取県規則第三十三号(鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
二	上段 七及び八	指定金融機関等	指定金融機関
"	" 十三	第二十五条	第二十五条
"	" 二十一	引継した	引継をした
三	第五号の二様式中	課税主体	課税主体
十三、十四	一	第二十五号様式一の次に改める。	第二十五号様式を次のように改める。
十七	第二十七号様式その六(裏)中	更正又は決定	更正又は決定
二十三	第五十三号様式中	二号該当	二号該当
"	"	四号該当	四号該当
"	"	五号該当	五号該当

第二十四 上段 五 第六十六号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。